

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づくその後の措置状況

監 査 対 象	福祉保健部 長寿福祉課 (指定管理者：一般財団法人富山市大沢野健康文化推進財団) (指定管理施設：富山市大沢野老人福祉センター)
指 摘	長寿福祉課の高齢者ふれあい入浴事業では、一部の市民は、市から交付を受けた5地域共通入浴券を提出することで、富山市大沢野老人福祉センターの入館料が免除されるが、富山市老人福祉センター条例に定める使用者の義務と事業との関係が、令和5年度まで整理されていなかった。令和6年度においては、長寿福祉課において、免除額を使用料の減免として取り扱うことで整理したが、減免に関する要綱等は定めておらず、指定管理者に対象者から入館料を徴収しないことを指示し、実績の報告を受けるのみで、減免に関する手続きや決定行為を行っていなかったの で、改善を図られたい。
措 置 検 討 状 況	減免に関する要綱については、令和7年4月より要綱が運用できるよう令和6年度中に策定予定である。また、減免に関する手続き及び決定行為については、令和7年度より実施する予定である。
その後の措置状況	ご指摘の減免に関する手続き等については、富山市大沢野老人福祉センターにおいて高齢者ふれあい入浴券を提出した場合の使用料の減免について定める「富山市老人福祉センター使用料免除に関する取扱基準」を制定し、令和7年4月1日より施行している。 今後は、適正な事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づくその後の措置状況

監 査 対 象 福祉保健部 長寿福祉課 (指定管理者：社会福祉法人富山市社会福祉協議会) (指定管理施設：富山市大沢野高齢者いきがい工房)	
指	摘 指定管理業務として実施しているいきがいづくり教室について、指定管理者が仕様書に記載のない受講料を徴収して、指定管理者の収入としているため、これについて整理し、改善を図られたい。
措 置 検 討 状 況 指摘のあった「指定管理者が仕様書に記載のない受講料を徴収」していることについては、令和 7 年度で現在の指定管理期間が満了となることから、次期指定管理期間（令和 8 年度以降）の仕様書には受講料について明記してまいりたい。 また、「指定管理者の収入としている」ことについて、いきがいづくり教室は、基本協定書の仕様に記載されている事業であることから、同じく指定管理者制度を導入している老人福祉センター等のシニアライフ講座の受講料の取扱いを参考に検討し、令和 8 年度からの次期指定管理において対応してまいりたい。	
その後の措置状況 ご指摘のいきがいづくり教室の受講料については、令和 8 年度より、指定管理者の収入ではなく、指定管理業務のいきがいづくり教室開催に係る実費（講師料）の一部として、市の歳入とすることに改めた。 今後は、適正な事務を行ってまいりたい。	